

職員の人事記録に関する規則及び京都市公益法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成20年10月17日

京都市人事委員会委員長 彦惣 弘

京都市人事委員会規則第6号

職員の人事記録に関する規則及び京都市公益法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

職員の人事記録に関する規則及び京都市公益法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を次のように改正する。

(職員の人事記録に関する規則の一部改正)

第1条 職員の人事記録に関する規則の一部を次のように改正する。

(別記第2)第23号の2中「公益法人」を「公益的法人」に改める。

(別記第2附表)第23号中「京都市公益法人等への職員の派遣等に関する条例」を「京都市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に、「公益法人の」を「公益的法人の」に改める。

(京都市公益法人等への職員の派遣等に関する規則の一部改正)

第2条 京都市公益法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

京都市公益的法人等への職員の派遣等に関する規則

第1条中「京都市公益法人等への職員の派遣等に関する条例」を「京都市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に、「公益法人等への職員の派遣先等」を「公益的法人等への職員の派遣先等」に改める。

附 則

この規則は、平成20年12月1日から施行する。

(人事委員会事務局調査課)